

お互いの人権を尊重しながら 共に生きる社会の実現を目指して



21世紀は「人権の世紀」とも言われ、人権の尊重が平和の基礎であるという共通認識のもと、国内外を問わず人権に関する様々な取組が進められております。

埼玉県におきましても、平成14年3月に「埼玉県人権施策推進指針」を策定し、すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現を目標に、国、市町村、民間団体や県民の皆様と連携し、人権に関する様々な課題の解決に取り組んでまいりました。

しかしながら、子どもや高齢者への虐待、女性への暴力、インターネットを悪用した人権侵害など人権問題は複雑・多様化するとともに、北朝鮮当局による拉致問題や、東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故による避難住民への人権の配慮など新たな課題も生じ、迅速かつ的確な対応が急務の課題となっております。

このような社会情勢の変化に適切に対応するため、「(改定)埼玉県人権施策推進指針」を策定いたしました。

策定にあたり御審議いただいた埼玉県人権施策推進懇話会の皆様、県民コメントによりたくさんの御提言をいただいた県民の皆様には感謝申し上げます。

今後は、この指針に基づき、国、市町村、民間団体などとの連携をより一層深めて、県民一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に取り組んでまいります。

県民の皆様には、人権問題を自分自身の暮らしや社会生活の中で考え、自ら、人権が尊重される社会の実現に主体的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

平成24年3月

埼玉県知事 上田清司